

○上越市オンブズパーソン条例施行規則

平成15年9月30日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市オンブズパーソン条例(平成15年上越市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表オンブズパーソン)

第2条 上越市オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)のうち1人を代表オンブズパーソンとする。

- 2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンの互選により定める。
- 3 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンに関する事務を総括する。
- 4 代表オンブズパーソンに事故があるとき又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、他方のオンブズパーソンがその職務を代理する。

(会議)

第3条 オンブズパーソンの会議は、代表オンブズパーソンが招集する。

- 2 前項に定めるもののほか、オンブズパーソンの会議に関し必要な事項は、オンブズパーソンが協議して定める。

(適用除外)

第4条 前2条の規定は、条例第8条第2項の規定により市長が議会の同意を得て委嘱するオンブズパーソンの数が1人である場合には、適用しない。

(苦情の申立て)

第5条 条例第11条第2項本文の書面は、苦情申立書(第1号様式)によるものとする。

- 2 条例第11条第2項ただし書の当該書面によることができない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 苦情の申立てをしようとする者が障害者等であって、書面に記載することが困難である場合
- (2) 申立てをしようとする苦情が迅速な処理を要するため、書面を作成し、又は送付する時間がない場合
- (3) その他オンブズパーソンが書面によることができないと認める場合

- 3 条例第11条第2項ただし書の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子メール
- (2) ファクシミリ装置による伝送
- (3) 口頭(オンブズパーソンが認める場合に限る。)

- 4 条例第11条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 他の制度の手續の有無に関する事項

(2) 代理人に関する事項

(正当な理由等)

第6条 条例第12条第1項第3号ただし書のオンブズパーソンが正当な理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 苦情の申立ての原因となった事実が極めて秘密のうちに行われ、1年を経過した後初めて明らかにされたとき。

(2) 天災地変等による交通の途絶により申立期間を経過したとき。

(3) 苦情の申立ての原因となった事実が継続しているとき。

(4) その他オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

2 オンブズパーソンは、前項に規定する正当な理由があるときの認定に当たっては、市民主権の理念に基づき、市民の権利利益の擁護を図ることを目的とするオンブズパーソンの設置の趣旨にのっとり、弾力的運用を図ることに留意しなければならない。

(調査しない旨の通知)

第7条 条例第12条第2項の書面は、苦情について調査しない旨の通知書(第2号様式)とする。

(調査の通知)

第8条 条例第13条の書面は、調査実施通知書(第3号様式)とする。

(調査中止の通知)

第9条 条例第14条第2項の書面は、次の各号に掲げる通知の宛先の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 苦情を申し立てた者(以下「苦情申立人」という。) 調査中止通知書(第4号様式)

(2) 市の機関 調査中止通知書(第5号様式)

(身分証明書の携帯等)

第10条 オンブズパーソンは、条例第15条の規定による調査を行うときは、身分証明書(第6号様式)を携帯し、関係人等に提示するものとする。

2 専門調査員は、条例第15条の規定による調査を行うときは、身分証明書(第7号様式)を携帯し、関係人等に提示するものとする。

(調査結果等の通知)

第11条 条例第16条の書面は、次の各号に掲げる通知の宛先の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 苦情申立人 調査結果等通知書(第8号様式)

(2) 市の機関 調査結果等通知書(第9号様式)

(改善の状況の報告等)

第12条 条例第19条第1項及び第2項の規定による報告は、改善等の状況の報告書(第10号様式)によるものとする。

2 条例第19条第3項の書面は、改善等の状況の報告通知書(第11号様式)とする。

(意見の表明、勧告、提言等の内容の公表)

第13条 条例第20条第1項の規定による公表は、告示、市の広報及びホームページへの掲載、報告書の閲覧その他の方法により行うものとする。

(職務遂行状況の報告等)

第14条 条例第23条の職務の遂行の状況は、年度ごとの苦情の申立ての件数、苦情等の調査の件数、意見の表明、勧告及び提言並びに運用の改善の状況、是正等の措置の状況及び制度の改善の状況の報告の要旨その他の事項とする。

2 条例第23条の規定による公表は、告示、市の広報及びホームページへの掲載、報告書の閲覧その他の方法により行うものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市オンブズパーソン条例施行規則に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市オンブズパーソン条例施行規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則(平成23年規則第42号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

苦情申立書

年 月 日

(宛先)上越市オンブズパーソン

住所(所在地)

団 体 名

氏名(代表者氏名)

電 話 番 号

次のとおり苦情の申立てをします。

申立てをしようとする苦情の趣旨	
申立てをしようとする苦情の理由	
苦情の申立ての原因となった事実のあった年月日	
他の制度の手続の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 市民相談 <input type="checkbox"/> 請願 <input type="checkbox"/> 陳情 <input type="checkbox"/> 監査請求 <input type="checkbox"/> 直接請求 <input type="checkbox"/> 行政不服審査 <input type="checkbox"/> 行政事件訴訟 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 無
代 理 人	住 所 氏 名 電 話 番 号 申立人との関係

第2号様式(第7条関係)

苦情について調査しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

上越市オンブズパーソン
氏名 印

年 月 日付けで申立てのあった苦情について、次の理由により調査しないので通知します。

申立てのあった苦情 の趣旨	
調査しない理由	

第3号様式(第8条関係)

調査実施通知書

第 号
年 月 日

様

上越市オンブズパーソン
氏名 印

次のとおり調査を実施するので通知します。

調査の区分	<input type="checkbox"/> 申立てに係る苦情の調査 <input type="checkbox"/> 自己の発意に基づき取り上げた事案の調査
調査の趣旨	
調査の内容	
備考	

第4号様式(第9条関係)

調査中止通知書

第 号
年 月 日

様

上越市オンブズパーソン
氏名 印

年 月 日付けで申立てのあった苦情について、次の理由により調査を中止したので通知します。

申立てのあった苦情 の趣旨	
中止の理由	

第5号様式(第9条関係)

調査中止通知書

第 号
年 月 日

様

上越市オンブズパーソン
氏名 印

年 月 日付け 第 号で通知した調査について、次の理由により調査を中止したので通知します。

調査の趣旨	
中止の理由	

第6号様式(第10条関係)

	第	号
身分証明書		
写 真	氏	名
上記の者は、上越市オンブズパーソンであることを証明する。		
年	月	日
上越市長		印

第7号様式(第10条関係)

	第	号
身分証明書		
写 真	氏 名	
上記の者は、上越市オンブズパーソン条例第21条に規定する専門調査員であることを証明する。		
年 月 日		
上越市長		印

第8号様式(第11条関係)

調査結果等通知書

第 号
年 月 日

様

上越市オンブズパーソン
氏名 印

年 月 日付けで申立てのあった苦情について、次のとおり調査の結果等を通知します。

申立てのあった苦情 の趣旨	
調 査 の 結 果	
処 理 の 内 容	

第9号様式(第11条関係)

調査結果等通知書

第 号
年 月 日

様

上越市オンブズパーソン
氏名 印

年 月 日付け 第 号で通知した調査について、次のとおり

調査の結果等を通知します。

調査の趣旨	
調査の結果	
処理の内容	

第10号様式(第12条関係)

改善等の状況の報告書

第 号
年 月 日

(宛先)上越市オンブズパーソン

(市の機関の長) 印

□意見の表明に係る運用の改善
年 月 日付けの □勧告に係る是正等の措置 の状況について、次の
□提言に係る制度の改善

とおり報告します。

意見の表明、勧告又は 提言の趣旨	
状 況	
運用の改善を行い、是 正等の措置を講じ、又 は制度の改善を行う ことができない場合 は、その理由	
運用の改善、是正等の 措置又は制度の改善 が完了していない場 合は、その理由及び今 後の予定	
所 管 課	部(局) 課 係 電話番号
備 考	

第11号様式(第12条関係)

改善等の状況の報告通知書

第 号
年 月 日

様

上越市オンブズパーソン
氏名 印

年 月 日付けで申立てのあった苦情について、次のとおり
意見の表明
勧告に係る
提言に係る

に係る運用の改善

是正等の措置 の状況の報告があったので通知します。

制度の改善

意見の表明、勧告又は提言の趣旨	
状 況	
運用の改善を行い、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うことができない場合は、その理由	
運用の改善、是正等の措置又は制度の改善が完了していない場合は、その理由及び今後の予定	
所 管 課	部(局) 課 係 電話番号
備 考	